

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第28号

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市狂犬病予防法関係手数料条例施行規則（平成12年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（犬のマイクロチップの除去の届出）</u></p> <p><u>第6条 省令第16条の3の規定により</u> <u>犬からマイクロチップを取り除いた旨</u> <u>の届出をしようとする者は、犬のマイク</u> <u>ロチップ除去届出書（第5号様式）を提</u> <u>出しなければならない。</u></p> <p><u>（鑑札の提出）</u></p> <p><u>第7条 省令第16条の4の規定により</u> <u>鑑札の提出をしようとする者は、鑑札提</u> <u>出書（第6号様式）を提出しなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>（補則）</p> <p>第8条 （略）</p>	<p>（補則）</p> <p>第6条 （略）</p>

第4号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式（第6条関係）

犬のマイクロチップ除去届出書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所  
氏名  
電話

犬から、鑑札とみなされたマイクロチップを取り除いたので、狂犬病予防法施行規則第16条の3の規定により届け出ます。

犬の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ			
犬の種類		犬の毛色		
犬の生年月日		性別	雌・雄	犬の名
マイクロチップ 識別番号				
マイクロチップ 除去年月日				
マイクロチップ 除去事由				

処理欄

※新登録番号	
※受付年月日	



第6号様式（第7条関係）

鑑札提出書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ( ) -

狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により鑑札を提出します。

登録番号					
登録年月日					
犬の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ				
犬の種類				犬の毛色	
犬の生年月日		性別	雌・雄	犬の名	
マイクロチップ 識別番号					
マイクロチップ 登録年月日					

鑑札を貼ってください



附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)